
第 11 回 手稻山口地域協議会

【日時】 令和 6 年 11 月 19 日（火） 14:00～

【会場】 山口処理場管理棟 会議室



次 第

- 1 開 会
- 2 報告事項等
- 3 今後の地域づくりについて
 - （1）振り返りと進捗報告
 - （2）土地利用に関する勉強会
 - （3）受入地の活用について
 - （4）意見交換
- 4 工事の現状と今後の見通しについて
- 5 その他
- 6 閉会

手稲山口

地域づくりに向けて

地域協議会

第11回

令和6年 11月19日（火）

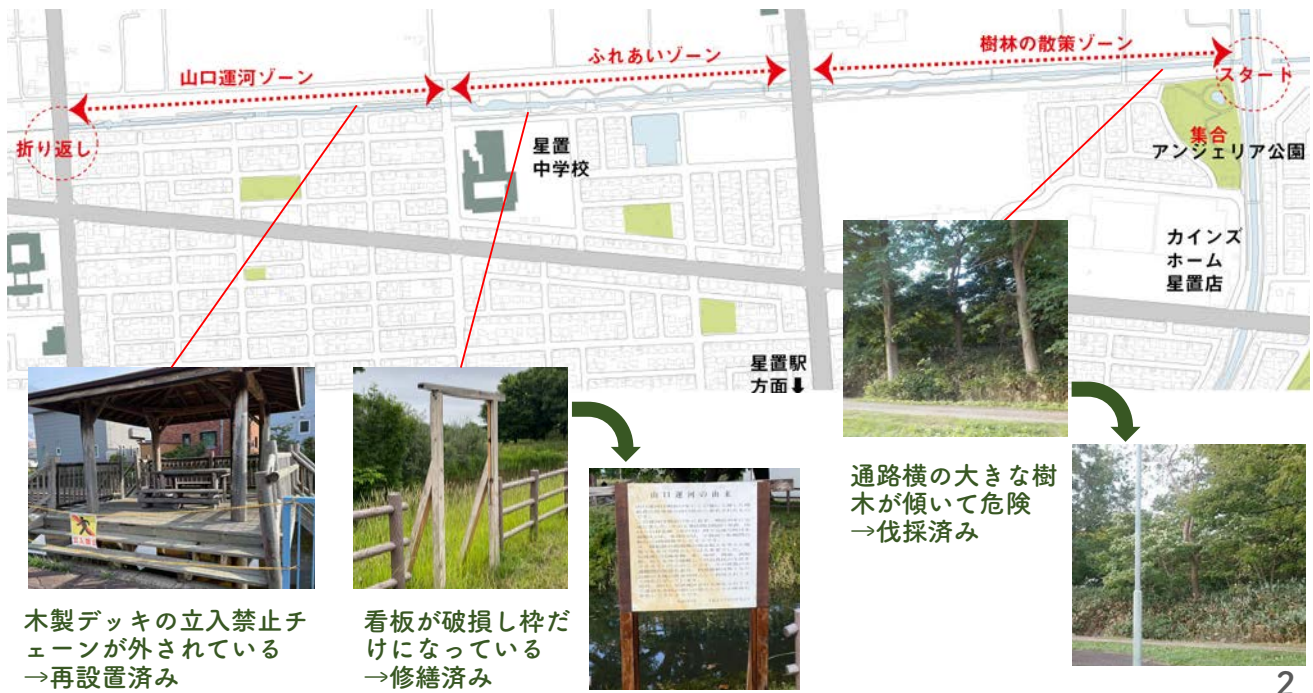
14：00～

山口処理場管理棟 会議室

- （１）振り返りと進捗報告
- （２）土地利用に関する勉強会
- （３）受入地の活用について
- （４）意見交換

第3回地域づくり部会 6月25日（火）開催

山口運河周辺の現状把握のため、現地を歩いて確認しました。
気になったことと、その後の札幌市の対応は以下のとおり。



第4回地域づくり部会 10月22日（火）開催

【山口運河の取組】

- ・山口運河の状況については改善されて良かった。（前スライドのとおり）

【受入地の活用について】

受入地の活用に向けた試験的な取組について意見交換を行った。

＜企業ヒアリングで出てきた活用案について＞

- ・季節ごとに楽しめる花畑、オートキャンプ場などは人が集まりそうだ。
- ・農家の数が減ってきていることもあり、直売所は地域の負担が大きいのではないかな。

＜ヒアリングによる意見の一つにある直売所の試行としてマルシェイベントを開催する案について＞

- ・手稲区の情報をSNSで発信している人や子ども向けイベントが得意な団体など、外部からの協力を得られないだろうか。
- ・開催にあたっては、別の地区の農産物を販売するなど、外から販売するものを持ってくることで、新たな気づきがあるかもしれない。
- ・開催するのであれば、8月下旬から9月上旬あたりが良いのではないかな

⇒次回の部会において、受入地活用の試行としてマルシェイベント開催に向けた議論を深めていくこととした。

【第5回地域づくり部会】

日時：令和7年1月ごろに開催（予定） ※事前にイベント実施に関する協力者に声掛けをする予定
議題：R7年度の取組（マルシェイベント開催を想定）に向けた意見交換

[1] 第8回協議会のおさらい

山口西・山口東地区の土地利用に関して、関係法令や基準などにおける現状を紹介しました

[2] 農地について

農地に関係する主な法令・制度の基本について学びます

[3] まとめ

[1] 第8回協議会のおさらい

土地利用にあたっては、各種法令により、様々な土地の利用に関するルールが設けられています

手稲山口地区の土地利用に関係する主なルールとして、
下記の2つの制度を第8回協議会でご紹介しました



① **区域区分制度** (都市計画法)

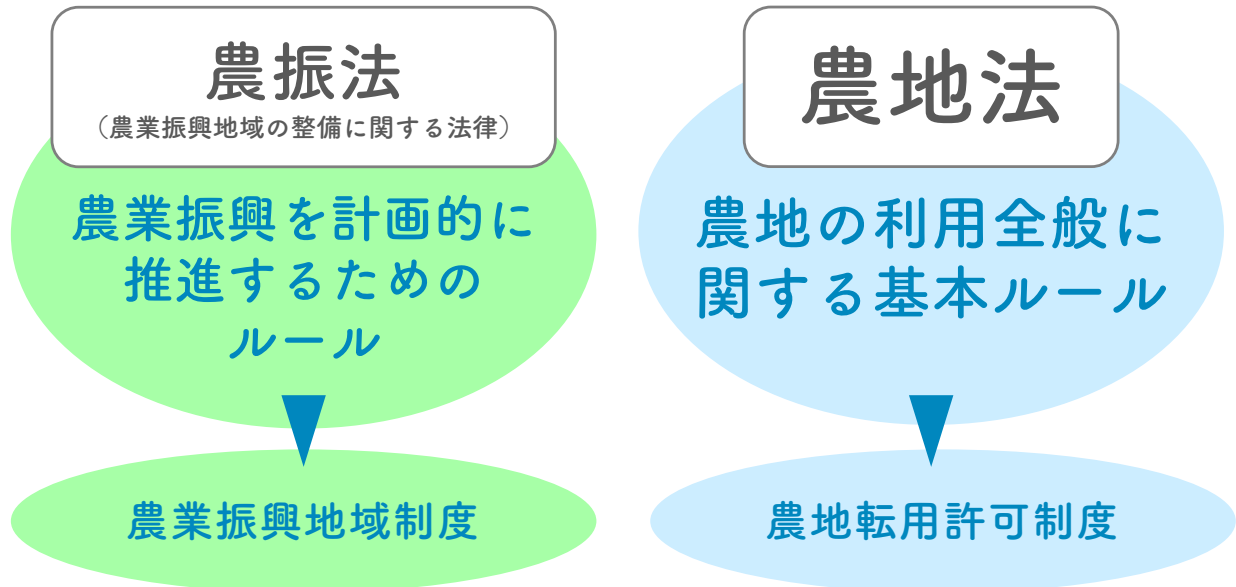
② **農業振興地域制度** (農振法)

[2] 農地について

農地とは：耕作の目的に供される土地

(農地法 第2条第1項)

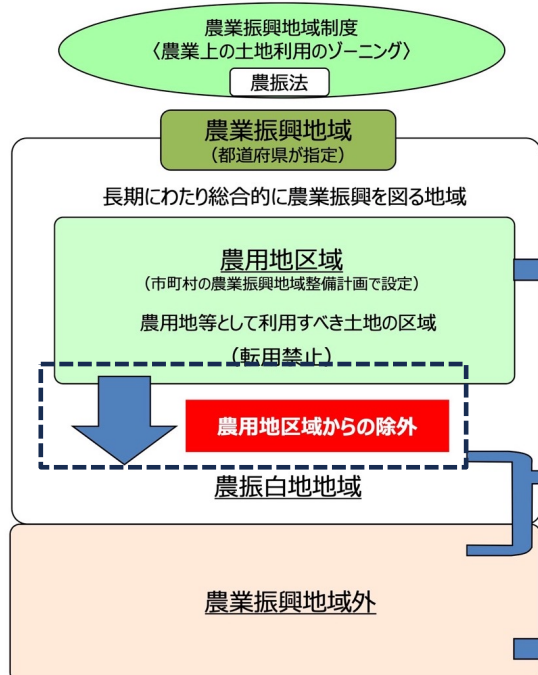
手稲山口の農地に関する主な法令



6

農業振興地域制度（農振法）と農地転用許可制度（農地法）

ステップ1



ステップ2



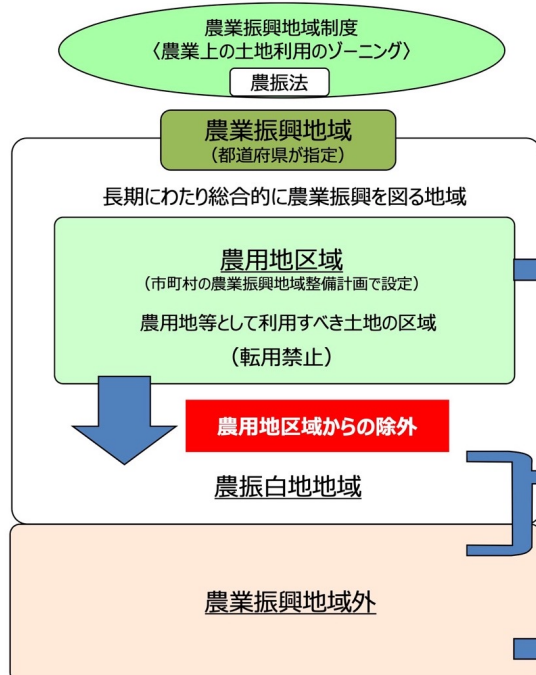
農用地区域からの除外

6 要件 (農振法第13条第2項より)

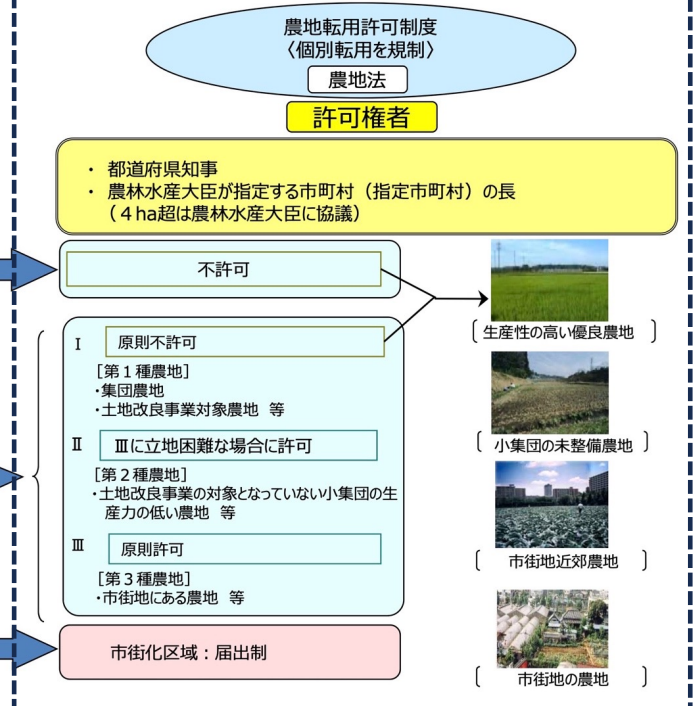
- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと (代替性)
- ② 農業基盤強化促進法に規定する地区計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ まとまって存在する農用地を分断しない、あるいは、農作業を行う上で支障がないかなど、土地を利用する上で、支障を及ぼすおそれがないこと (集団性、効率性)
- ④ 総合的かつ安定的な農業経営を営む者 (認定農業者など) に対する農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ 除外により農用地区域内の土地改良施設 (用水路など) の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑥ 農業基盤整備事業 (生産性を向上させるために行った土地改良事業等) が完了した翌年度後8年を経過していること

農業振興地域制度 (農振法) と農地転用許可制度 (農地法)

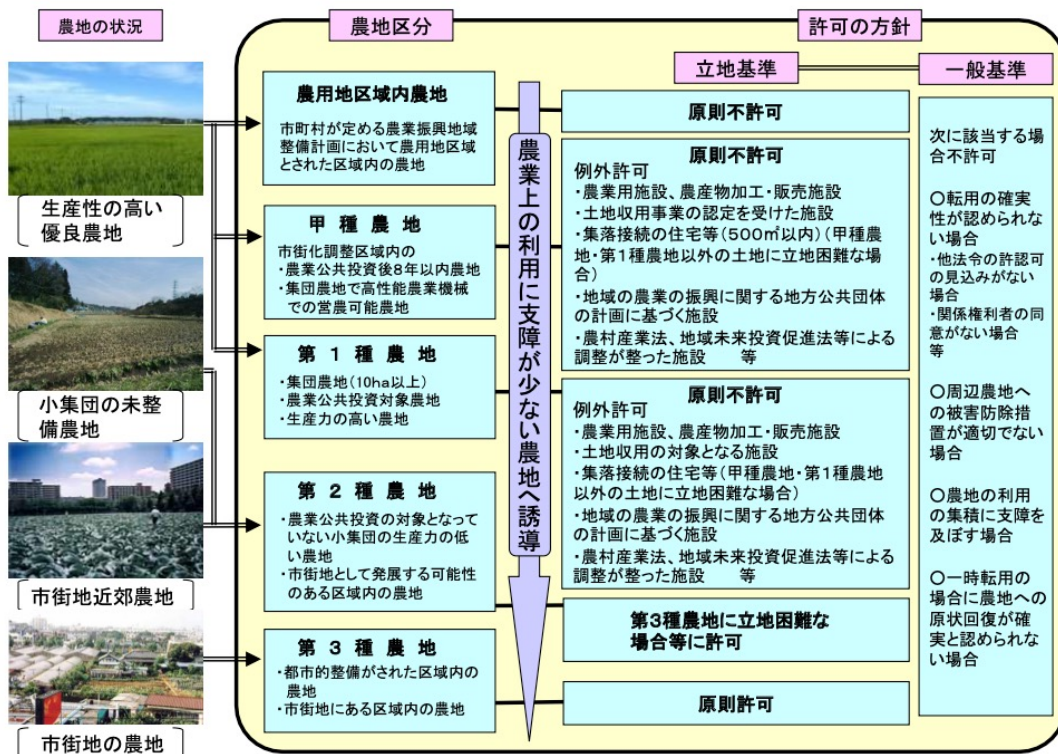
ステップ1



ステップ2



農地転用許可制度（農地法）の概要



【出典】農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要（農林水産省） 10

[3] まとめ

- ・手稲山口の農地に関する主な法令は農地法と農振法
- ・農地法は、農地の利用全般に関する基本ルール
- ・農振法は、農業振興を計画的に推進するためのルール
- ・農振法に基づく農業振興地域制度において、農用地区域は、原則農業用途以外への転用はできない（6要件をすべて満たすことが必要）
- ・農用地区域から除外した上で、農地法に基づく農地転用許可制度に基づく転用許可が必要となる

(※) 農用地区域からの除外に係る相談は、札幌市農政課まで
電話：011-211-2406

(※) 農地転用に係る相談は、札幌市農業委員会事務局まで
電話：011-211-3636

受入地の基礎情報



12

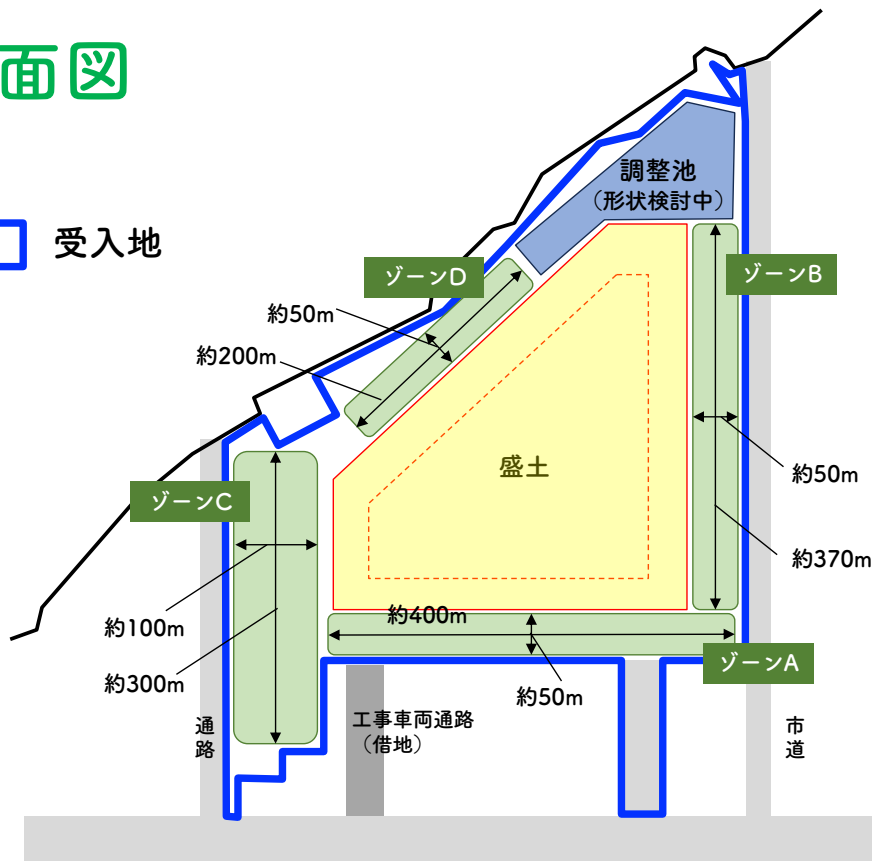
受入地は市街化調整区域



13

平面図

□ 受入地



【受入地の面積】

全区域面積：約210,000㎡
 ゾーンA：約19,000㎡
 ゾーンB：約17,000㎡
 ゾーンC：約28,000㎡
 ゾーンD：約15,000㎡
 盛土上部：約58,000㎡
 ※参考値

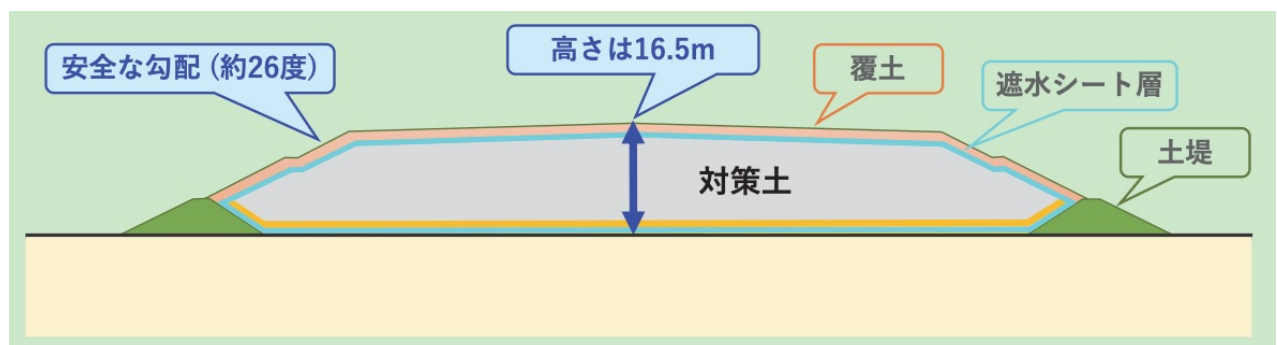
【参考】大和ハウスプレミストドームの面積

建築面積：55,168㎡
 敷地面積：305,230㎡

断面図（盛土部）

盛土部の施工上の制限

- ・遮水シートがあるため、杭が必要な建物は難しい
- ・1m程度の覆土を予定



民間企業へのヒアリングの概要

目的

- ・ 受入地活用の参考として、民間事業者から活用の可能性に関する意見を聞き取る

実施時期

- ・ 令和6年 7～11月

ヒアリング先

- ・ 不動産開発・観光・スポーツ・レジャーなどの事業を手がける民間企業

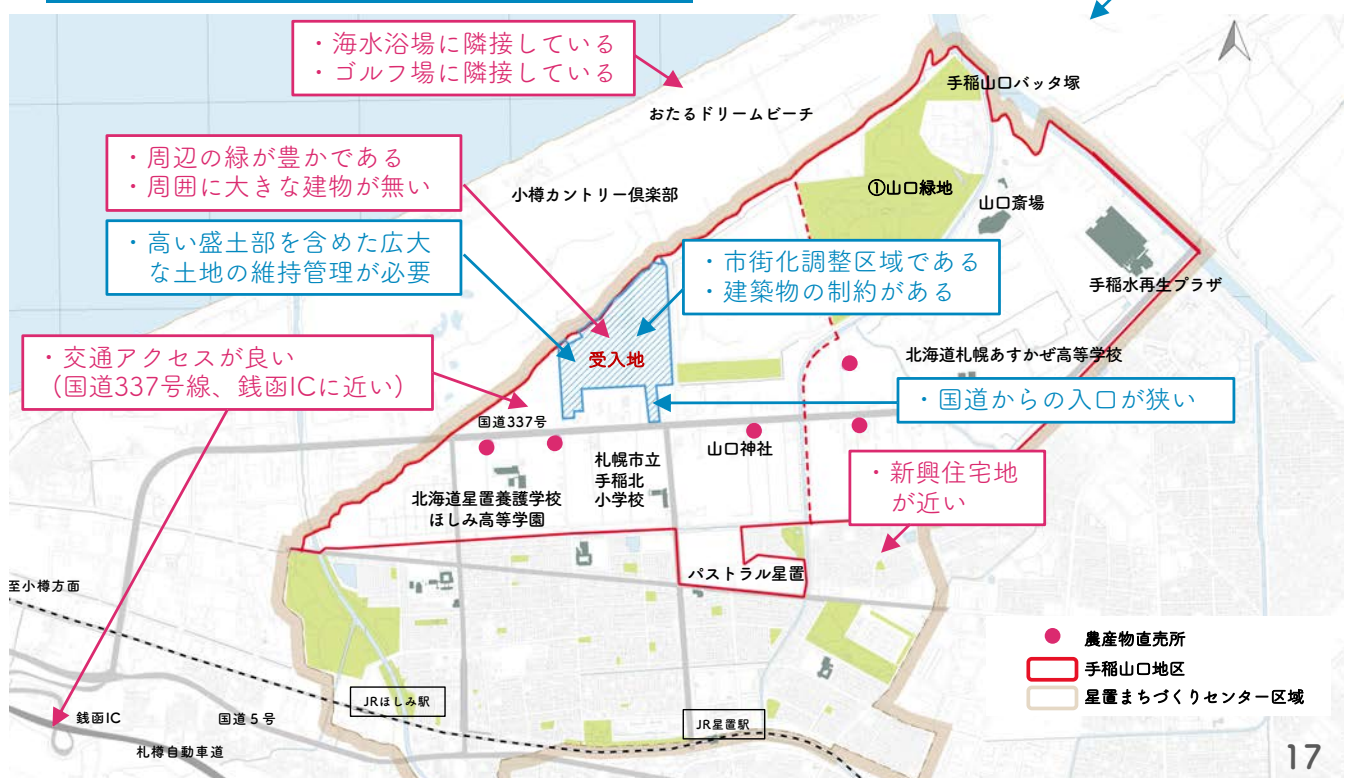
ヒアリング内容

- ・ 手稲山口地区及び受入地の立地について
- ・ 受入地の活用方法
- ・ 受入地の活用に向けた課題等

16

ヒアリング結果の概要

受入地の立地について



17

受入地の活用方法の例

検討課題等

夏期



冬期



その他



○施設の管理・運営
・施設の管理・運営体制を検討する

○冬期の活用
・冬期は活用するのか
・活用するならどう使うのか

○景観・治安の維持
・景観を維持する
・騒音や交通渋滞等、周辺地域に配慮する
・夜間も含め、治安の維持に努める

18

受入地活用の視点

A 自然に囲まれた景色を楽しみ、休憩できる

例) 植樹・植栽、芝生広場、駐車場

B 家族や仲間と集い、スポーツや遊びを楽しむ

例) 遊具広場、スポーツ広場、ドッグラン、冬のアクティビティ

C 地域の魅力にふれる

例) 農産物直売所、イベント広場、キッチンカーサイト

D 多くの人が訪れ、滞在できる

例) キャンピングカーサイト、キャンプ場



19

手稲山口受入地の工事進捗と今後の予定について

平素から、北海道新幹線事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。手稲山口受入地工事の進捗状況と今後の予定についてお知らせいたします。

○工事の進捗状況と今後の予定について

現在、発生土（対策土）の受入れ、遮水シートの敷設等を継続して行っております。
11 月中には、受入地底面での遮水シート敷設がすべて完了いたします。今後も引き続き、発生土（対策土）の受入れや、盛土法面の遮水シートの敷設等を進めてまいります。



受入地全景（北側から南西側を望む）（令和 6 年 11 月）

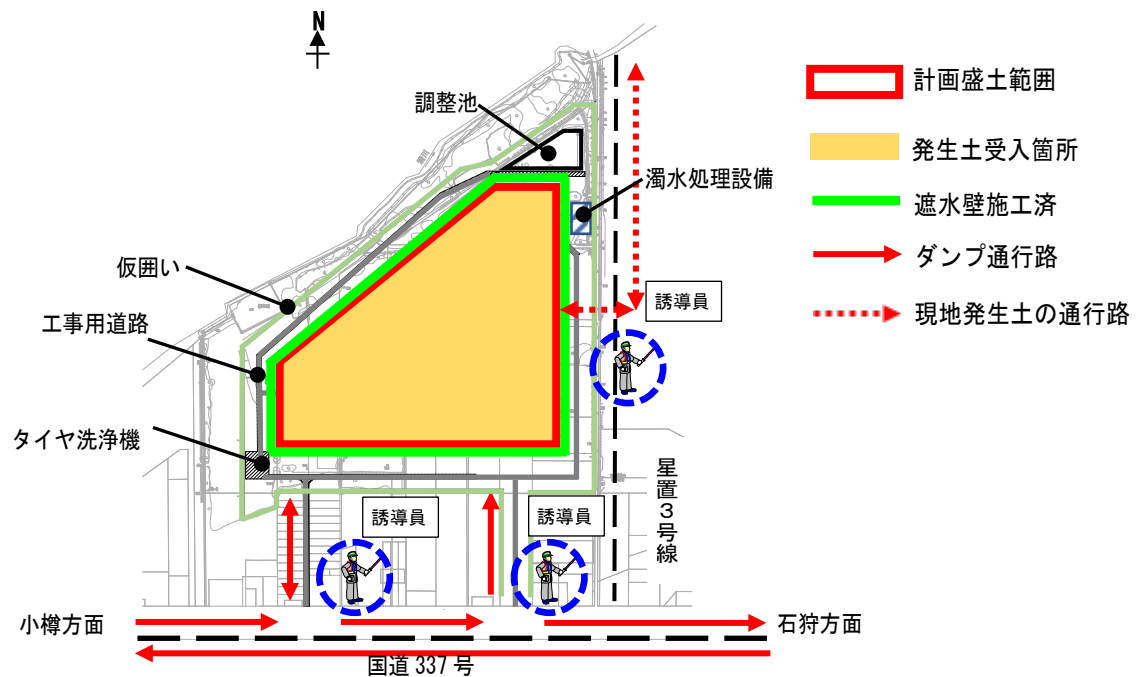


遮水シート施工状況（令和 6 年 11 月）

令和 7 年 3 月までの主な作業				
	12 月	1 月	2 月	3 月
遮水シート	■			■
発生土受入れ	■	■	■	■
現地発生土運搬（※）	■			■

※平日のみ週に 1～2 日の頻度で実施予定

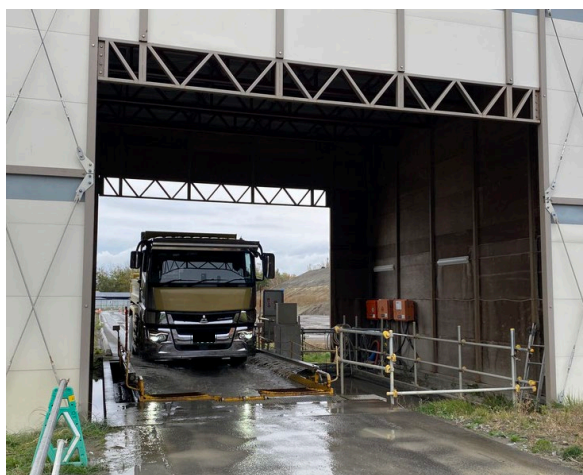
（裏面に続きます）



○安全・環境対策

発生土（対策土）の運搬に伴い、国道 337 号を通行するダンプトラックは1日で最大 500 台程度が見込まれます。また、現地発生土の運搬で星置3号線もダンプトラックの通行があります。工事用道路出入口には誘導員を配置し、引き続き安全に十分配慮します。

発生土（対策土）を運搬するダンプトラックは、荷台をシートで覆い、運搬時の飛散防止に努めるとともに、受入地から出る際には、タイヤ洗浄機でタイヤをきれいにし、公道を汚さない対策を徹底します。



タイヤ洗浄状況



荷台のシート状況

（次ページに続きます）

○水質モニタリング

水質調査結果では、9月に地下水①⑤、河川水 R①②の4箇所、10月に地下水①⑤の2箇所
で環境基準値を超過しました。地下水①⑤の採取地点は、地下水の流れから受入地より上流側に
位置しているため、ヒ素の環境基準値超過は、ヒ素を含む土壌が広く分布している札幌市の地域
特性に起因したものであると考えられます。

河川水 R①②は、降水量が少なかったことによる河川水位の低下や、発生土受入前の令和3年
7月及び9月の水質調査において、ヒ素の環境基準値超過を確認しており、地下水①⑤と同様に
地域特性に起因したものであると考えられます。今後も水質モニタリングを継続し、環境への影響を注
視してまいります。



ヒ素検出状況 (単位 mg/L)				
採取地点名	R6. 7	R6. 8	R6. 9	R6. 10
地下水①	0.010	0.011	0.012	0.013
地下水②	0.004	0.006	0.006	0.005
地下水③	0.006	0.005	0.006	0.005
地下水④	0.002	0.003	0.003	0.004
地下水⑤	0.011	0.013	0.014	0.015
地下水⑥	0.006	0.005	0.006	0.007
河川水 R①	0.021	0.020	0.020	0.006
河川水 R②	0.019	0.019	0.023	0.010
河川水 R③	0.001 未満	0.002	0.001	0.002

環境基準値 0.01mg/L 以下

○粉じんモニタリング

令和3年12月1日から受入地と星置地区センターの2地点で粉じんモニタリングを実施し
ております。粉じんの量については、受入開始前とほぼ同等の値となっております。引き続き、
粉じん防止剤の散布や散水等の粉じん対策を実施し、粉じんの抑制に努めてまいります。

総粉じん濃度 (単位 mg/m3)

採取 地点名	R3. 2	R3. 4	R3. 6	R3. 12 前半	R6. 7 前半	R6. 7 後半	R6. 8 前半	R6. 8 後半	R6. 9 前半	R6. 9 後半	R6. 10 前半	R6. 10 後半
受入地	0.016	0.032	0.025	0.026	0.037	0.035	0.024	0.027	0.039	0.036	0.028	0.031
星置地区	—	—	0.024	0.021	0.028	0.026	0.017	0.016	0.019	0.018	0.021	0.022

受入前

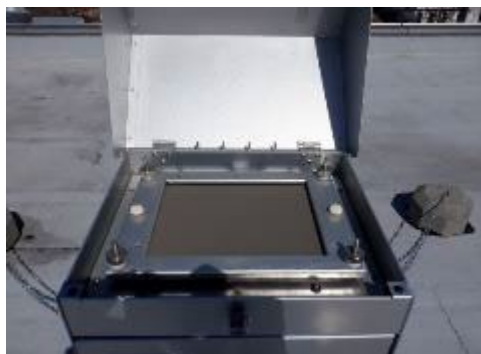
受入後

※総粉じん濃度とは、測定期間中に粉じん測定器で吸引して集めた粉じん量を体積で割って算出したものです。測定
期間中の体積 1m3 中にある粉じん量です。

(裏面に続きます)



粉じん測定位置



粉じん測定器（星置地区）

今後も適切に工事を行うとともに、水質及び粉じんモニタリングを継続することにより地域環境の保全に努めてまいります。

【工事に関するお問合せ先】

鹿島・岩田地崎・荒井・森川

北海道新幹線、札幌トンネル（星置）特定建設工事共同企業体

電話：011-590-1375（担当：新明（しんみょう）、桜井（さくらい））

【事業に関するお問合せ先】

鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局 札幌建設事務所（札幌西土木）

電話：011-612-5000（担当：小林（こばやし）、柳瀬（やなせ））

手稲山口地域協議会 規約

(名 称)

第1条 この会は、手稲山口地域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、手稲山口地区の北海道新幹線建設工事発生土受入地（以下「発生土受入地」という。）への発生土の受入にあたり、工事の安全性の確認とともに、地域課題の共有を図り、住民同士の意見交換やそれに基づく活動を通じて地域の活性化に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 発生土受入地における工事状況の確認
- (2) 発生土受入地の盛土工事完了後の跡地利用の検討
- (3) 手稲山口地区の地域振興のための課題の共有
- (4) 協議会の活動内容の情報発信
- (5) その他協議会目的の達成のために必要な活動

(組 織)

第4条 協議会は、次の者の中から、山口西町内会、山口東町内会が推薦する者をもって構成する。

- (1) 山口西町内会、山口東町内会の区域に居住する者
- (2) 山口西町内会、山口東町内会の区域内で農業、事業等を営む者
- (3) 山口西町内会、山口東町内会の区域内の学校、病院、事業所等に勤務する者

(情報発信)

第5条 協議会の活動結果の概要については、意見の発言者などが特定されない形式で、広く公表することとする。

(事務局)

第6条 事務局は、札幌市新幹線推進室及び鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局が担う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附 則

- 1 この規約は、令和3年12月5日から施行する。

附 則（令和5年規約）

- 1 この規約は、令和5年11月28日から施行する。